

令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

本市では、「市政運営の効率化」「市内経済の活性化」「安全・安心な市民生活」の実現を目的とし、官民データの活用を推進する取組を進めている。^{※1}令和4年度からは新たに「横浜DX戦略」^{※2}に基づき「データを重視した政策形成」を推進している。

一方、本市においても人口減少や少子高齢化が進み、多様で複雑な社会課題を解決する必要があり、新たな手法の検討やデータ利活用による効果的な手法への転換を検討していく必要がある。

そのため行政が保有するデータやこれまでの手法に限らない幅広い視点で検討できるようデータを重視した政策形成に向けた企業や研究者とのネットワーキングが可能となる環境を構築し、もって社会課題の解決につなげることを目的とする。

(参考)

^{※1} 「横浜市官民データ活用推進基本条例」(平成29年3月)

「横浜市官民データ活用推進計画」(平成30年5月)

^{※2} 「横浜DX戦略」(令和4年9月)

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

令和6年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託

(2) 主催者

横浜市(政策経営局データ経営課)

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿(物品・委託等)に登載されていること(事業所の所在地は不問)
- (2) 営業種目「320:各種調査企画」細目「B:コンサルティング(建設コンサルタント等を除く)」または営業種目「316:コンピュータ業務」細目「F:システム調査企画」を第一位に登録していること
- (3) 平成30年度以降に、国、都道府県、政令市、特別区、独立行政法人、地方独立行政法人のいずれかにおいて、業務説明資料の6業務内容(1)に関する業務実績を有していること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和 3 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けていないこと

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「令和 6 年度「データを重視したネットワーク推進事業」運営委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- (1) 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- (2) プロジェクト計画・スケジュール・会議体形式について、現時点での情報を基にした妥当性のあるものとなっているか。
- (3) 趣旨を理解しており、企業やアカデミアの強みを把握し、個別の相談対応だけでなく、ネットワーク参加企業の確保やネットワークの活性化に向けた具体的な手法がイメージできているか。EBPM 導入の背景や本市の課題について基本的な知識を有しているか。相談業務や分析結果を基にした、とりまとめのイメージ・手法が期待できるか。データ分野に関する知見やネットワークを有しているか。
- (4) 趣旨を十分理解しており、データ分野に専門性を有する人材を配置しているか。委託者と受託者の役割分担を的確にとらえながら、必要に応じてデータ分析や初期仮説設定に対する適切な支援を想定しているか。プロジェクトマネジメントの経験があり、かつ能力が期待できる人員を配置しているか。
- (5) 趣旨を十分理解しており、事業周知や参加者募集のための効果的な手法や広報活動が期待できるか。
- (6) ネットワーク活性化のためのノウハウや広報活動が期待できるか。また独自性のある提案が含まれているか。オフラインイベントの目的が明確であり、参加者の関心を惹きつける内容になっているなど期待できるか。
- (7) 本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか。
- (8) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本事業は令和6年度予算が横浜市会で承認されることを停止条件としますので、事業の実施を確約するものではありません。

8 事務局

横浜市政策経営局データ経営課

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2028

プロポーザル実施スケジュール

